解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十月二日、宮崎県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

宮崎県都城市高崎町江平四五一番地
財団法人木下地区振興会
清算人　田上　司士

配当公告

岐阜県土岐市妻木町一九五番地
破産者　株式会社日東建材工業
右の者に対する岐阜地方裁判所多治見支部平成二十一年（フ）第二十三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金八、四八六、〇二三、二三四円

一、配当することのできる金額
（内優先債権額　金一八、七〇五、〇四三円）
金八六、一八一、二五七円
（内優先債権額　金一八、七〇五、〇四三円）

平成二十一年十一月十三日

岐阜県多治見市宮前町二丁目四六番地
破産管財人　石垣　智康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市永福町一丁目六番、最後の住所北海道苫小牧市弥生町二丁目三番一―七〇七号
被相続人　亡　山崎　由一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

北海道苫小牧市表町一丁目三番四号　遠藤　英雄
遠藤司法書士事務所
相続財産管理人　遠藤　英雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市北城町一丁目五九五番地、最後の住所青森県弘前市大字元寺町三〇番地
被相続人　亡　池田　睦子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

青森県弘前市大字土手町二一番地の一　八尾法律事務所
相続財産管理人　弁護士　八尾　光善

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市山内大松川字上松川八三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　下村　吉春
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

秋田県横手市大屋新町字大平五九三番一
相続財産管理人　塚本　祐文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県勝浦市貝掛三七七番地、最後の住所千葉市中央区青葉町一二七九番地一
被相続人　亡　佐藤　清司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号　マニュライフプレイス千葉五階
相続財産管理人　弁護士　石井　慎一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県小矢部市芹川五〇二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　福島　外道
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

富山県高岡市中川本町一番一二号
相続財産管理人　弁護士　樋爪　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県三方郡美浜町金山第二四号一二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　和多田トク
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

事務所　福井県敦賀市呉竹町一丁目三〇番一一号
相続財産管理人　司法書士　杉谷　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆市湯ヶ島四〇四番地、最後の住所本籍住所に同じ
被相続人　亡　板垣　洋司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号
相続財産管理人　小長谷　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市字寺内五〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　芦田　昌弘
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

京都府舞鶴市南田辺四〇番地四
相続財産管理人　弁護士　小林　義和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県仙北市角館中菅沢九二番五、最後の住所三重県鈴鹿市道伯三丁目二三番三号
被相続人　亡　藤原　文作
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階　L&J法律事務所
相続財産管理人弁護士　中山　正隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区円上町二一一番地、最後の住所大阪市福島区海老江七丁目一九番九号
被相続人　亡　朝見　憲治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階　相続財産管理人　小谷　隆幸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百万円、資本準備金の額を二千九百五十二万円減少することにいたしましたので、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十一年十一月十三日

東京都千代田区一番町二二番地二
株式会社ニックスグローバルパレス
代表取締役　山崎　純一

第２期決算公告

平成21年11月13日
東京都千代田区一番町22番地２
株式会社ニックスグローバルパレス
代表取締役　山崎　純一

貸借対照表の要旨（平成20年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	955
	固定資産	213,120
	資産合計	**214,075**
負債及び純資産の部	流動負債	290
	株主資本	213,785
	資本金	100,000
	資本剰余金	115,000
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	90,000
	利益剰余金	△ 1,214
	その他利益剰余金	△ 1,214
	（うち当期純損失）	(1,207)
	負債・純資産合計	**214,075**